平成２４年（フ）第２３３号
兵庫県姫路市川西205番地２、従前の住所兵庫県姫路市書写918番地13
債務者　藤原　健展
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中上　幹雄
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時35分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２４年（フ）第３７号
広島県広島市安佐南区山本４丁目12番62―202号、従前の住所兵庫県揖保郡太子町鵤1253番地１
債務者　香山　太作
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第３８号
兵庫県姫路市林田町松山776番地
債務者　香山末子こと　金　　点守
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　竹内　文造
4　破産債権の届出期間　平成25年１月11日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月22日午後３時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月８日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２４年（フ）第１０５４号
神戸市須磨区西落合４丁目１番225―202号
債務者　永尾　將義
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平野　晃子
4　破産債権の届出期間　平成25年１月10日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月14日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成25年２月14日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１４８７号
京都府久世郡久御山町佐山双置73番地29
債務者　友永　　猛
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　金井　健作
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月13日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年２月１日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２４年（フ）第５１２号
新潟市西蒲区茨島801番地１、前住所新潟市南区新飯田7357番地
債務者　冨田　康隆
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　兒玉　武雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月15日午前11時45分
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第６１３１号
大阪市住吉区長居西３丁目７番８号　メゾンドトレイユ109号、前住所大阪市住吉区殿辻１丁目３番14号　リベルテコーポ保澤105号
債務者　保澤　博一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　松本　光右
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月18日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第１８８６号
福岡県筑紫野市大字下見137番地８
債務者　山内　　薫
1　決定年月日時　平成24年12月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　波多江愛子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月25日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月４日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第４３７号
大津市横木１丁目15番14号　輝湖里７
債務者　永井由紀子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　多久　康二
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月１日午前10時
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
大津地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４３０号
岡山市北区葵町８番21号
債務者　景山　明永
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　平井　徳秀
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第５９３号
岡山市東区矢津1856番地、旧住所岡山市東区城東台東１丁目12番１号
債務者　日名　泰之
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　上田　序子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第７１２号
広島市安佐南区高取北１丁目21番10―202号
債務者　山本　敦子
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　仲田　誠一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月８日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２７１号
福岡県三井郡大刀洗町大字菅野368番地３
債務者　宮本　和彦
1　決定年月日時　平成24年12月６日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　堺　　紀文
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年３月７日午前10時30分
5　免責意見申述期間　平成25年２月５日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２４年（フ）第７３号
熊本県八代郡氷川町宮原栄久45番地
債務者　木村　隆博
1　決定年月日時　平成24年12月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士法人リーガル・プロ
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月６日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成25年２月６日まで
熊本地方裁判所八代支部

平成２４年（フ）第５７６４号
大阪市淀川区東三国２丁目29番12号　メゾンエスト203号
債務者　関口　修一
1　決定年月日時　平成24年12月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　三浦　高敬
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年２月21日午後３時
5　免責意見申述期間　平成25年２月７日まで
大阪地方裁判所第６民事部